

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 18 日

各都道府県

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター主管課長 殿

内閣府男女共同参画局
暴力対策推進室長

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける特別定額給付金支給に関する親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いに係る確認書の発行について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

配偶者やその他親族（以下単に「親族」という。）からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している事例（以下「親族等からの暴力等を理由とした避難事例」という。）における特別定額給付金関係事務処理については、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 22 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）、「婦人相談所一時保護所等における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 24 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理の運用について」（令和 2 年 4 月 27 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）、「事前申出期間経過後の親族等からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 1 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）（以下、「5 月 1 日付け事務連絡」という。）によることとしていますが、今般、下記のとおり、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、「ワンストップ支援センター」という。）における「特別定額給付金用親族暴力被害申出受理確認書」（以下、「確認書」という。）の発行について整理しましたので、ご連絡いたします。

各ご担当におかれましては、下記事項に留意していただくとともに、管内のワンストップ支援センターへ速やかに周知いただきますよう、お願いいたします。

記

5月1日付け事務連絡において、行政機関と連携して被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）においては、確認書の発行が可能である旨定められているところ、当該団体には、ワンストップ支援センターも含まれますので、これまでに親族等からの性暴力被害者に対し、直接的支援（面談や同行支援等）を行ったワンストップ支援センターにおいて、当該被害者から確認書発行の申出を受けた際は、別紙様式により、ワンストップ支援センターが確認書を発行することが可能である旨、ご了解いただくとともに、然るべく対応について、管内のワンストップ支援センターへの周知をお願いいたします。

なお、確認書発行に際しては、本人確認を実施した上での対面での発行が望ましいものの、当該被害者が遠隔地に避難をしている場合や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮を要する場合など、対面による発行が困難な場合には、電話等による申出の際に可能な範囲で本人確認を実施した上で、各ワンストップ支援センターの判断において、確認書を発行して差し支えありません。